

犬山市農業委員会総会議事録

1. 令和3年4月26日午後2時00分犬山市役所2階205会議室に於いて犬山市農業委員会を招集した。

1. 総会の議案は別紙「農業委員会総会議案一覧表」のとおりである。

1. 当日の出席委員は次のとおりである。

1番	今井 高信		2番	高木 正己	
3番	小澤 正明		4番	日比野 真里	
5番	吉原 範明		6番	澤野 敏久	
7番	寺澤 克己	欠席	8番	吉野 幹雄	
9番	伊藤 讓		10番	松山 運美	

1. 本日会議に出席した職員は次のとおりである。

事務局 長	武内 雅洋	次 長	欠席
統括主 査	宮田 隆志	書 記	杉渕 詩織
書 記	渋谷 訓史		

1. 総会の顛末は次のとおりである。

1. 午後2時00分、松山会長が議長席につき、9名が出席につき会議は成立する旨を述べ開会を宣す。

次に議事録署名者2名の指名を行う。

4番	日比野 真里	5番	吉原 範明
----	--------	----	-------

議長 それでは議案一覧表に基づき、第 17 号議案から第 21 号議案を上程します。

 それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案書 1 ページをご覧ください。第 17 号議案、農地法第 3 条の規定による許可申請書許可決定についてです。

【議案説明】

譲り受け人は■■■■に居住し、水稻と畑を耕作しています。譲渡人は高齢につき営農規模の縮小を考えていたところ営農規模を拡大する意向がある申請者と譲渡の話がまとまったため本申請となりました。自作地は適正に管理されております。耕作について意欲的なため許可相当であると見込まれます。

議案書 3 ページをご覧ください。第 18 号議案、農地法第 5 条の規定による許可申請書意見決定についてです。

【議案説明】

申請者は隣接する■■■■に居住しており、譲受人の父の代から申請地を宅地の一部として利用していることが分かり、所有者との間で話がまとまり是正のため本申請となりました。汚水の排水はありません。雨水は敷地内で処理します。申請地北側に水路が通っているため、愛知用水土地改良区へ確認したところ、協議の必要はないとの回答が得られました。

農地区分表をご覧ください。農地区分は表面⑫番、街区に占める宅地の割合が 40% を超えている区域にある農地で第 3 種農地に該当します。許可基準は表面右側⑳番、許可をすることができるに該当します。

【議案説明】

申請者は■■■■の賃貸アパートに家族 3 人で居住しております。家族 3 人で住むには現在の住居では手狭であるため、住宅の建築を検討していたところ、父より所有地への住宅建築の承諾をもらい、実家から近く住環境も良好であることから本申請とな

りました。申請地は譲渡人の父の代から雑種地として利用されていたため始末書が添付されております。また東側に隣接する譲渡人所有農地は、来月中には畑として耕作できるよう是正を行うこととなっております。汚水・雑排水は合併浄化槽で処理したのち、雨水とともに南側道路側溝へ放流します。

農地区分表をご覧ください。農地区分は表面⑫番、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地で第3種農地に該当します。許可基準は表面右側⑳番、許可をすることができるに該当します。

議案書の5ページをご覧ください。第19号議案、農地法第2条第1項の農地に該当しない旨の証明願についてです。

【議案説明】

申請地は、■■■■■に居住していた申請者の父が平成2年に亡くなり、申請者自身も■■■■■に居住しているため管理ができなくなりました。現地は草木が生い茂り農地として再生困難な状態です。4月16日に事務局と城東地区今井担当の小澤農業委員、奥村推進委員で現地を確認し、周囲の現況等を確認しました。

現地調査の結果、現地は竹や草木が繁茂し、耕作も不可能であるため、非農地であることが見込まれます。

議案書の7ページをご覧ください。20号議案、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてです。今月の案件は、27件です。1番から21番が農地中間管理機構への利用権設定、22番から27番が相対での利用権設定です。1番から5番、22番から25番が犬山地区、6番から15番が城東地区、16番から19番、26番が羽黒地区、20番から21番、27番が楽田地区の案件となります。

続いて議案書の17ページをご覧ください。第21号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定によ

る農用地利用配分計画の素案提出についてです。

こちらは先ほどの第20号議案で農地中間管理機構に貸し付けた農地をどのように担い手に配分するかを示した計画です。

18ページが [REDACTED]、19ページが [REDACTED]、20ページが [REDACTED]、21ページが [REDACTED]、22ページが [REDACTED]、23ページが [REDACTED] への配分計画案です。

議長 ただいま事務局から、第17号議案から第21号議案までの説明がありましたが、これについて、質問、意見はありませんか。

小澤委員 3番小澤です。案件によって、住所の地番の表記が全角と半角で違うのは何か理由がありますでしょうか。

事務局 事務局より回答させていただきます。

議案によって全角と半角がまじっているという意見ですが、次回の5月総会から、全角半角基本的には半角かと思いますが、統一をさせていただきたいと思います。

小澤委員 それで参考ですが、総務省においては、1から9までの数字については全角、10以降、すべての数字では半角という取り決めがされております。参考までに検討してください。

事務局 ありがとうございます。
参考にさせていただきます。

議長 その他に質問、意見はありませんか。
質問、意見はないようですので、ここで地区審議をお願いします。

午後 2 時 3 0 分 地区審議

午後 2 時 4 5 分 開議

議長 ただいまから総会を再開させていただきたいと思えます。
第 1 7 号議案、農地法第 3 条の規定による許可申請書許可決定
について許可の決定を求めます。
1 番について、城東地区お願いします。

小澤委員 3 番小澤です。城東地区の委員で、慎重審議しましたが、可と
することが相当であるということに決定しました。許可します。

議長 ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありましたの
で、全委員さんにお諮りします。
第 1 7 号議案、別紙申請事項について許可の決定を可と決定し
てよいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長 それでは、本議案について可と決定しました。
続きまして第 1 8 号議案、農地法第 5 条の規定による許可申請
書意見決定について意見の決定を求めます。
1 番、2 番について城東地区お願いします。

小澤委員 3 番小澤です。1 番 2 番とも地区審議の結果、可とすることが
相当であると決定しました。

議長 ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありましたの
で、全委員さんにお諮りします。
第 1 8 号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定し
てよいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長 それでは、本議案について可と決定しました。
 続いて第19号議案、農地法第2条第1項の農地に該当しない
 旨の証明願の証明について、意見の決定を求めます。
 1番について、城東地区お願いします。

小澤委員 3番小澤です。4月16日に職員の方と、奥村推進委員と私と
 で現地を確認しまして、許可することが相当であるということに
 決定しました。

議長 ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありましたの
 で、全委員さんにお諮りします。
 第19号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定し
 てよいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長 それでは、本議案について可と決定しました。
 続きまして、第20号議案、農業経営基盤強化促進法第18条
 第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について意見の
 決定を求めます。
 1番から5番及び22番から25番につきまして犬山地区お
 願いします。

高木委員 2番高木です。問題ありませんので可といたします。

議長 6番及び15番につきまして城東地区お願いします。

小澤委員 3番小澤です。6番から15番につきまして協議の結果、可と
 することが相当であると決定しました。

議長 16番から19番及び26番について、羽黒地区お願いします。
す。

吉野委員 8番吉野です。16番から19番及び26番について、地区審議の結果可といたします。

議長 20番から21番及び27番について楽田地区お願いします。

伊藤委員 9番伊藤です。20番、21番については問題ないため可といたします。27番についても、楽田地区の委員で面談行ったので問題ありませんので可といたします。

議長 ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありましたので、全委員さんにお諮りします。

第20号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定してよいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長 それでは、本議案について可と決定しました。

続いて第21号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画の素案提出について意見の決定を求めます。

1番から5番について、犬山地区お願いします。

高木委員 2番高木です。問題がないため可といたします。

議長 6番から15番について城東地区お願いします。

小澤委員 3番小澤です。6番から15番について協議の結果可とするこ

とが相当であると決定しました。

議長 16番から19番について羽黒地区お願いします。

吉野委員 8番吉野です。整理番号16番から19番について、地区審議の結果、可といたします。

議長 20番と21番について、楽田地区お願いします。

伊藤委員 9番伊藤です。問題ないため可といたします。

議長 ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありましたので、全委員さんにお諮りします。

第21号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定してよいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長 それでは、本議案について可と決定しました。
続いて報告事項について事務局より報告してください。

事務局 報告事項についてご説明します。
議案書の24ページをご覧ください。報告第7号、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書受理について、今月の報告は2件です。

続きまして、議案書の26ページをご覧ください。報告第8号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書受理について、今月の報告は10件です。

報告事項については以上です。

議長 報告について、ご質問などありましたらお話をください。

何もないようですので、報告は終了しました。

これで本日予定しました議案は全て終了しました。

これをもって本日の会議は終わらせていただきます。長時間ありがとうございました。